

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和7年度決算における充当状況については、下記のとおりである。

令和7年度決算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 401,417千円

＜内 訳＞ 174,939千円（一般財源分）

226,478千円（社会保障財源分）

【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

事業名	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障がい介護給付等事業	459,197	226,884	113,230			119,083
老人施設保護措置事業	36,155				6,341	29,814
国民健康保険事業特別会計繰出	111,321	15,434	46,751			49,136
介護保険事業特別会計繰出	291,940	6,512	2,950			282,478
後期高齢者医療事業	265,490		41,716			223,774